

事務連絡
令和6年1月19日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための
基本的な指針の全部を改正する件（告示）の公布について

高齢者保健福祉行政の推進につきまして、日頃より格別のご理解を賜り厚く
御礼申し上げます。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の
全部を改正する件（告示）が本日告示され、令和6年4月1日から適用するこ
ととされました。

主な改正内容は下記のとおりですので、管内保険者への周知をよろしくお願
いいたします。

＜別添＞

- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指
針（令和6年厚生労働省告示第18号）

(問い合わせ先)
厚生労働省老健局介護保険計画課
TEL：03-5253-1111（内線：2175）

記

第1 改正の内容

1. 中長期的な目標

第9期計画期間中には、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年を迎えることになり、また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など複合的ニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。

人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なることから、これまで以上に各地域の中長期的な介護ニーズ等に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の推進等が重要である。こうした状況を踏まえ、第9期計画の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）においては、これに関する考え方等を記載する。

2. 介護サービス基盤の計画的な整備

(1) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備について、

- 各市町村における中長期的な人口構造の変化等を勘案して見込んだ中長期的な介護ニーズの見通し等を把握した上で、介護サービス事業者を含め、地域の関係者と共有し、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要であり、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討すること
- 医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、市町村の保健医療部局や都道府県とも連携し、地域における医療ニーズの変化について把握・分析し、介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくこと

等が重要であることを踏まえ、基本指針において、この考え方等に関する事項を記載する。

- (2) 在宅サービスの充実に関して、
- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実
- 等が重要であり、これらを踏まえ、基本指針において、この考え方等に関する事項を記載する。

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

基本指針において、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組に関して、以下の事項を記載する。

- (1) 地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向であり、
- ・ 制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を推進すること
 - ・ 地域包括支援センターについて、業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うこと
- 等により、地域共生社会の実現を図っていくことが重要である。

- (2) 地域の実情に応じて、優先順位を検討した上で、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための具体的な取組内容や目標を介護保険事業（支援）計画に定めることが重要である。**第9期計画においては、ヤングケアラーも含めた家族介護者の支援、高齢者虐待防止対策の推進、介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントの推進、住まいと生活の一體的支援等についても定めることが重要である。**また、令和6年1月1日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づき、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意する。

(3) デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための介護情報基盤の整備が地域支援事業に位置付けられることを踏まえ、医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備により地域包括ケアシステムを一層推進することが重要である。

(4) 保険者機能を一層発揮しながら、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて取組をデザインする、いわば「地域デザイン機能」を強化し、地域共生社会の実現を図っていくことが必要である。

また、介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、取組の重点化・内容の充実・見える化等が重要である。

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上等基本指針において、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上に関して、以下の事項を記載する。

(1) 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人介護人材の受入環境整備等の取組を総合的に実施することが重要である。

(2) 都道府県が主導し、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進することが重要である。

また、介護経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つである。

(3) 介護サービス情報の公表について、利用者の選択に資するという観点から、介護サービス事業者の財務状況を公表することが重要である。

(4) 介護サービス事業者経営情報について、効率的かつ持続可能な介護サービス提供体制の構築に向けた政策の検討等のために、定期的に収集及び把握することが重要である。

第2 適用期日

この改正は令和6年4月1日から適用する。